

自然科学研究機構分子科学研究所放射線障害予防規則

平成16年4月1日
分研規則第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（昭和32年法律第167号。以下「規制法」という。）第21条に規定する放射線障害予防規程であり、規制法、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び「電離放射線障害防止規則」（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）における放射線発生装置、エックス線装置及び放射化物（以下「放射線発生装置等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則は、研究所の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 本規則において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「放射線」とは、電離則第2条第1項に規定する放射線をいう。
- 二 「放射線発生装置」とは、規制法第2条第5項に規定する装置をいう。
- 三 「エックス線装置」とは、電離則第10条第1項に規定するエックス線装置で、定格管電圧が1000キロボルト未満のものをいう。
- 四 「放射線施設」とは、規制法第3条の規定に基づき、原子力規制委員会の使用の承認を必要とする放射線発生装置に係る使用施設（以下「使用施設」という。）及びエックス線装置を使用する施設をいう。
- 五 「放射化物」とは、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令56号。以下「規制法施行規則」という。）」第14条の七第七の二に定義されるものをいう。
- 六 「業務従事者」とは、放射線発生装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者又はエックス線装置を使用する者で、研究所長が放射線業務従事者に指定した者をいう。

(他の規則等との関連)

第4条 放射線発生装置等に係る保安については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構安全衛生管理規程等、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(細則等の制定)

第5条 研究所長は、規制法及び本規則に定める事項の実施について、次の各号に掲げる細則等を定めるものとする。

- 一 自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設放射線障害予防細則
- 二 自然科学研究機構分子科学研究所エックス線障害予防細則
- 三 自然科学研究機構分子科学研究所放射線業務従事者登録手続要領（以下「登録手続要領」という。）

(遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 研究所長は、放射線取扱主任者が規制法及び本規則に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 研究所長は、第12条に定める放射線安全委員会が本規則に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(安全管理組織)

第7条 研究所における放射線発生装置等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(機構長、研究所長、施設長の職務)

第8条 自然科学研究機構長（以下「機構長」という。）は、放射線施設における放射線発生装置等の取扱業務に関して放射線安全管理上の最終的な責任を有し、係る業務の総括を研究所長に委任する。

- 2 研究所長は、放射線安全委員会等の具申により、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。また、必要に応じて放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を機構長に具申する。
- 3 放射線施設の長（以下「施設長」という。）は、各放射線施設における放射線安全管理に関わる業務を掌理する。

(放射線取扱主任者等)

第9条 研究所長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

- 2 研究所長は、主任者が、旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。
- 3 主任者及び代理者を解任する場合は、解任の理由に基づき研究所長が解任する。
- 4 研究所長は、主任者が30日以上職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理者の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
- 5 主任者は、業務従事者が関係法令、本規則若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該業務従事者の放射線等取扱業務を制限し、又は許可を取り消すことを施設長に勧告することができる。
- 6 研究所長は、主任者に規制法第36条の2に定める定期講習を次に掲げる期間に受けさせなければならない。
 - 一 主任者選任日の前1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年内
 - 二 主任者選任後、定期講習を受講した者にあつては、当該受講日の翌年度の開始日から3年内

(放射線取扱主任者の職務)

第10条 主任者は、研究所における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 本規則等の制定及び改廃への参画
- 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- 三 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- 四 危険時の措置等に関する対策への参画
- 五 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- 六 立入検査等の立会い

- 七 異常及び事故の原因調査への参画
- 八 研究所長に対する意見の具申
- 九 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- 十 業務従事者への監督・指導
- 十一 関係者への助言、勧告及び指示
- 十二 放射線安全委員会の開催の要求
- 十三 その他放射線障害防止に関する必要事項
(代理者の職務)

第11条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全委員会)

第12条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、研究所に分子科学研究所放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

- 2 安全委員会は、「自然科学研究機構分子科学研究所放射線安全委員に関する取り決め」に掲げる委員をもって組織する。
- 3 安全委員会に委員長を置き、委員の互選による。
- 4 委員長は、必要に応じて安全委員会を招集し、会議を主宰する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、安全委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 安全委員会は、次の各号に掲げる事項を調査又は審議し、研究所長に具申する。
 - 一 使用施設の新設、改廃、事業所境界の設定、変更及び廃止に関すること。
 - 二 放射線発生装置の取扱いの制限、及び教育訓練の方針及び内容の改善に関すること。
 - 三 放射線安全管理及び放射線施設管理等についての調査、検討及び改善に関すること。
 - 四 利用申込者に係る利用方法の安全審査に関すること。
 - 五 その他放射線障害の防止に関する事項。
- 8 安全委員会は、前項各号（第四号を除く。）に規定する事項を調査、又は審査する場合は、主任者の意見を聴かなければならない。
- 9 安全委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

(放射線管理責任者)

第13条 管理区域ごとに担当区域を定め放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 研究所長は、放射線発生装置等の取扱いに関して十分な知識と経験を持つ職員の中から管理責任者を任命する。
- 3 管理責任者は、主任者との連携を密にして、担当区域又はエックス線装置において、次の各号に掲げる業務を行うとともに、放射線管理に関して総括する。
 - 一 管理区域に立ち入る者又はエックス線装置を使用する者の入退室及び放射線被ばくの管理
 - 二 管理区域内外に係る放射線の量の管理
 - 三 放射線測定機器の保守管理
 - 四 放射線発生装置の使用に関する管理
 - 五 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
 - 六 一時立ち入り者に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
 - 七 放射化のおそれのある物品の保管管理及びその処理に関する業務

- 八 前各号（担当区域がエックス線装置の管理責任者である場合は、第四号、第六号及び第七号を除く。）に関する記帳・記録の管理
 - 九 関係法令等に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務
 - 十 その他放射線障害防止に必要な業務
- 4 前項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じて、外部業者に請け負わせることができる。
- 5 総括した結果は、主任者及び施設長に報告しなければならない。
（業務従事者）
- 第14条 業務従事者は、登録手続要領に従い、業務従事者として登録手続を行わなければならない。
- 2 業務従事者は、第31条に定める教育及び訓練並びに第32条に定める健康診断を受けなければならない。

第3章 使用施設及び管理区域

（使用施設）

第15条 研究所において使用施設は、次に掲げるとおりとする。

一 極端紫外光研究施設

（管理区域）

第16条 研究所長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 前項で指定する管理区域を、次の区分に類別する。

一 第一種管理区域 規制法施行規則第1条第1号に規定する管理区域であつて、極端紫外光研究施設のうち、次に掲げる区域をいう。

イ シンクロトロン室

ロ ストレージリング室

ハ 通路A（光源電源室に隣接するシンクロトロン室への通路）

ニ 非常階段

ホ ビーム輸送系室

へ 共同溝A（光源電源室・シンクロトロン室間の共同溝）

ト 共同溝B（光源電源室・ストレージリング室間の共同溝）

二 第二種管理区域 エックス線装置に係るもので電離則第3条に規定する管理区域をいう。

3 管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

一 業務従事者として第14条に基づき登録された者

二 一時立入者として管理責任者が認めた者

（管理区域に関する遵守事項）

第17条 管理区域に立ち入る者又はエックス線装置を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 定められた出入口から出入りすること。

二 放射線測定器を指定された位置に着用すること。

三 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。

四 業務従事者は、主任者及び管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。

五 一時立入者は、主任者、管理責任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。

2 管理責任者は、管理区域の入口又はエックス線装置付近の人の目につきやすい場所に

取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

3 前2項のほか、業務従事者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 取扱経験の少ない者は、単独で取扱作業をしてはならない。
- 二 作業時間をできるだけ少なくすること。

第4章 維持及び管理

(巡視)

第18条 管理責任者は、日常的に放射線施設の巡視を行わなければならない。

2 管理責任者は、前項の巡視の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(点検及び校正)

第19条 管理責任者は、別に定める「点検・校正マニュアル」に定める項目に従い点検及び校正を行わなければならない。

2 管理責任者は、前項の点検又は校正の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、第1項の点検又は校正を終えたとき、実施した結果を取りまとめて主任者を經由して研究所長に報告しなければならない。

(修理、改造)

第20条 管理責任者は、放射線防護上必要な設備、機器等について修理、改造等を行うときはその実施計画を作成し、主任者及び研究所長の承認を受けなければならない。ただし、軽微と認められるものについてはこの限りではない。

2 研究所長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき安全委員会に諮問するものとする。

3 管理責任者は、第1項の修理、改造等を終えたときは、その結果について研究所長及び主任者に報告しなければならない。

第5章 使用

(放射線発生装置及びエックス線装置の使用)

第21条 放射線発生装置及びエックス線装置を使用する者は、管理責任者の管理のもとに次に掲げる各号を遵守しなければならない。

一 インターロックを使用している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。

二 使用中は、運転中であることを明示すること。

三 しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。

四 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

五 放射化のおそれのある物品を管理区域から持ち出そうとするときは、管理責任者の立会いのもとで、放射線の量を測定すること。

第6章 保管、管理及び廃棄

(放射化物の譲渡し・譲受け)

第22条 他の許可使用者との間で放射化物の譲渡し・譲受けを行ってはならない。

(保管)

第23条 放射化物は、第一種管理区域の所定の場所又は耐火性の貯蔵箱に保管すること。ただし、放射線発生装置から取り外した後、直ちに廃棄する場合は、この限りではない。

2 管理区域又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射化物を保管しないこと。

- 3 放射化物が保管された貯蔵箱は、これをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講ずること。
- 4 貯蔵箱等に入りきらない大型の放射化物を保管する場合は、柵等で仕切るとともに転倒及び破損等を考慮し、管理区域内に放射化物による汚染が拡大しないよう措置を講ずること。
- 5 放射化物が保管されている管理区域では、目につきやすい場所に、放射線障害防止に必要な注意事項を掲示すること。

(管理区域内の運搬)

第24条 管理区域内において放射化物を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(管理区域外への運搬)

第25条 放射化物を管理区域外に運搬してはならない。ただし、運搬の必要が生じたときは、専門の運搬業者に委託して行うものとする。

(廃棄)

第26条 原則として、放射化物の廃棄は行わない。ただし、廃棄の必要が生じたときは、許可廃棄業者に委託するものとする。

- 2 廃棄しようとする者は、氏名、日時、放射性同位元素等の種類、数量その他必要事項を所定の用紙に記入しなければならない。
- 3 放射化物の保管及び許可廃棄業者等への引き渡し等は、主任者の指示に従い行わなければならない。

第7章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第27条 管理責任者は、安全管理に係る放射線測定機器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

- 2 管理責任者は、第28条及び第29条の測定に用いる放射線測定器について「点検・校正マニュアル」に定める点検及び校正を行うこと。

(場所の測定)

第28条 管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場所は、算定によってその値を評価するものとする。

- 2 前項の測定は「点検・校正マニュアル」に従い点検及び校正を行った放射線測定器を用いて行わなければならない。
- 3 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 4 放射線施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - 一 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域境界及び事業所の境界について別に定める作業環境測定要領に従うこと。
 - 二 実施頻度は、取扱い開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、放射線発生装置等の性能又は使用の場所を変更した場合は、その都度測定しなければならない。
- 5 管理責任者は、次の各号に掲げる事項について記録し、保存しなければならない。
 - 一 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）
 - 二 測定箇所
 - 三 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

四 放射線測定器の種類及び型式

五 測定方法

六 測定結果

- 6 管理責任者は、前項の測定結果を5年間保存しなければならない。
- 7 管理責任者は、測定の結果、放射線障害のおそれがある場合には、直ちに主任者及び研究所長に報告しなければならない。
- 8 主任者は、前項の報告を受けたときは、必要な指示及び措置を行うとともに、これを安全委員会に報告しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第29条 管理責任者は、管理区域内に立ち入る者又はエックス線装置を使用する者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、著しく測定が困難な場合は、算定によってこれらの値を算出することとする。

- 一 個人被ばく線量の測定は、次の各号による外部被ばくによる線量について行うこと。
 - イ 測定は、胸部（女子は腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）について行うこと。
 - ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、イによる測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定すること。
 - ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、イ又はロによる測定に加え、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
 - ニ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
 - ホ 放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこれらの値を算出することとする。
 - ヘ 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものにあっては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。
 - ト 業務従事者の外部被ばくの測定は、測定の信頼性を確保するための措置としてISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託し行うこと。また、外部被ばくの線量が規制法で定める線量を超えるおそれのある一時立入者の測定は「点検・校正マニュアル」に従い点検及び校正を行った放射線測定器を用いて行うこと。
- 二 個人被ばく線量の測定にあたっては、次の項目について記録すること。
- イ 測定対象者の氏名
 - ロ 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を

確保できる場合にあつては、名称)

- ハ 放射線測定器の種類及び型式
- ニ 測定方法
- ホ 測定部位（外部被ばくのみ）及び測定結果
- ヘ 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日
- 三 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し記録すること。
- 四 第二号の測定結果から、実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
 - イ 算定年月日
 - ロ 算定対象者の氏名
 - ハ 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
 - ニ 算定対象期間
 - ホ 実効線量
 - ヘ 等価線量及び組織名
- 五 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に行い記録すること。
- 六 前号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間）の累計実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録する。
 - イ 集計年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 集計した者の氏名（集計した者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
 - ニ 集計対象期間
 - ホ 累積実効線量
- 七 前号の規定は、第五号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。
- 八 第二号から第六号の記録は、主任者が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対してその写を交付すること。

（作業環境測定）

第30条 研究所長は、安衛法第65条、電離則第53条から第55条及び作業環境測定法に定める作業環境測定を行い記録しなければならない。

2 研究所長は、前項の測定結果を5年間保存しなければならない。

第8章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

第31条 管理責任者は、管理区域に立ち入る者又はエックス線装置を使用する者に対し、本規則の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。

- 一 実施時期は、次のとおりとする。
 - イ 初めて管理区域に立ち入る前又はエックス線装置を使用する前
 - ロ 管理区域に立ち入った後又はエックス線装置を使用した後にあっては、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
- 二 前号イについては、次の表に掲げる項目及び時間数を、ロについては、同表の項目を実施すること。

項目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射線発生装置及びエックス線発生装置の安全取扱	1時間以上
放射線障害防止に関する法令及びこの規則の内容	30分以上
その他放射線障害防止に関して必要な事項	その都度管理責任者が定める時間数

- 3 前項の規定に関わらず前項第二号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 4 管理責任者は、前項の規定により教育及び訓練の一部を省略した場合は、その理由を記録しなければならない。
- 5 管理責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
- 6 教育及び訓練の内容については、主任者及び管理責任者が施設長と協議の上、作成すること。また、安全委員会で決まった方針に従い、内容、時間等の変更及び改善を行うこと。

第9章 健康診断

(健康診断)

第32条 研究所長は、業務従事者に対して次の各号の定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

- 一 健康診断方法は、問診及び検査又は検診とする。
- 二 問診は、次の事項について行う。
 - イ 放射線被ばく歴の有無
 - ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線傷害の有無、その他放射線による被ばくの状況
- 三 検査又は検診は、次に掲げる部位及び項目について行うものとする。
 - イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - ロ 皮膚
 - ハ 眼
 - ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- 2 前項の健康診断の実施時期は、次の各号の定めるところにより行う。
 - 一 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前。
 - 二 業務従事者として管理区域に立ち入った後にあっては、次のとおりとする。
 - イ 研究所の職員及び自然科学研究機構分子科学研究所放射線業務従事者登録手続要領で規定される大学院生にあっては、管理区域に立ち入った後6月を超えない期間ごとに1回実施する。ただし、前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該年度においても超えるおそれがない者は、前項第三号の項目について

は、医師が必要と認めるときに限り、その項目の全部又は一部を行うものとする。

ロ その他の者にあつては、管理区域に立ち入った後1年を超えない期間ごとに1回実施する。ただし、前項第三号の項目については、医師が必要と認めるときに限り、その項目の全部又は一部を行うものとする。

3 管理責任者は、前項各号の規定にかかわらず、業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした、又は被ばくしたおそれのある場合は、主任者に通報の上、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

4 岡崎統合事務センター人事労務課長は、次の各号に掲げる事項について、登録手続要領の様式第3号をもって健康診断の結果を記録し、永久に保存するとともに、実施のつど記録の写を対象者に交付しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 健康診断を実施した医師名
- 四 健康診断の結果
- 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

(結果の報告)

第33条 岡崎統合事務センター長は、健康診断の結果を所轄の労働基準監督署へ報告する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第34条 管理責任者は、業務従事者が放射線障害を受けた、又は受けたおそれのある場合には、医師及び主任者と協議しその程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等、健康の保持に必要な措置を講じるとともに、その結果を施設長及び安全委員会を経由して研究所長に報告しなければならない。

2 管理責任者は、業務従事者以外の者が放射線障害を受けた、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく医師による診断、必要な保健指導等の適切な処置を講じなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳)

第35条 管理責任者は、使用、教育及び訓練並びに点検及び校正に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

一 使用

- イ 放射線発生装置等の種類
- ロ 放射線発生装置等の使用の年月日、エネルギー、時間、目的、方法及び場所
- ハ 放射線発生装置等及び放射化物の取扱いに従事する者の氏名

二 「点検・校正マニュアル」に基づく設備点検

- イ 点検の実施年月日
- ロ 結果（「適」又は「不適」）
- ハ ロの結果が「不適」の場合には講じた措置の内容

ニ 点検実施者の氏名

三 「点検・校正マニュアル」に基づく放射線測定器の点検又は校正

- イ 点検又は校正の実施年月日
- ロ 放射線測定器の種類及び形式
- ハ 方法
- ニ 結果及びこれに伴う措置の内容
- ホ 点検又は校正実施者の氏名

四 外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容

五 第31条に基づく教育及び訓練

イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目

ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

ハ 教育及び訓練の一部を省略した場合は、その理由

3 第1項に定める帳簿は、毎年3月31日又は廃止等を行う場合は廃止等の日に閉鎖し、管理責任者が5年間保存しなければならない。

第11章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第36条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、管理責任者に通報しなければならない。

一 次の線量が線量限度を超えた、又は超えるおそれのあるとき。

イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域における線量

二 放射線発生装置等に火災が発生した、又は放射線発生装置等に延焼のおそれがあるとき。

三 使用、その他取扱いにおける計画外の被ばくがあり、次の線量を超えた、又は超えるおそれのあるとき。

イ 業務従事者：5ミリシーベルト

ロ 業務従事者以外の者：0.5ミリシーベルト

四 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超えた、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

2 管理責任者は、前項の通報を受けたときは、研究所長、施設長、主任者へ報告しなければならない。

3 研究所長は、前項の報告を受けたときは、機構長を経由して、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時における措置)

第37条 放射線施設が所在する同一市区町村内で大規模自然災害（震度5弱以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合））、又は放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、別に定める災害時の連絡通報体制に従い、あらかじめ指定された点検担当者が「点検・校正マニュアル」に定める項目について点検を行い、その結果を研究所長、施設長、主任者に報告しなければならない。

2 施設長は、前項の結果及び講じた応急措置について、研究所長に報告しなければならない。

3 研究所長は、施設長の応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講ずること。

(危険時の措置)

第38条 前条の定めるもののほか、放射線障害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、その発見者は、別に定める緊急時の対応マニュアルに従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者又は関係者に通報しなければならない。

2 前項の事故等により、通報を受けた主任者は、直ちに研究所長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 研究所長は、前項の事態が生じた場合は、機構長を通じて直ちに関係機関に通報する

とともに、遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。

第12章 情報提供

(情報提供)

第39条 災害、事故等により報告を要する放射線障害が発生した場合、研究所長は、関係部署を通じて、機構及び研究所ホームページに放射線障害の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供する。

2 岡崎統合事務センター国際研究協力課に問合せ窓口を設置する。

3 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

一 事故の発生した日時及び発生した場所

二 事業所外への影響の有無（漏えい等）

三 事故の発生した場所において使用していた放射線発生装置等の性能及び運転状況

四 応急措置の内容

五 放射線測定器による放射線量の測定結果

六 事故の原因及び再発防止策

4 施設長は、情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、研究所長に報告するものとする。

第13章 報告

(定期報告)

第40条 主任者は、毎年4月1日を始期とする1年間について、規制法施行規則第39条第2項に定める管理状況報告書を作成し、研究所長を経由して機構長へ報告しなければならない。

2 機構長は、前項の報告書を所定の期日までに原子力規制委員会へ提出しなければならない。

第14章 雑則

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、放射線障害の発生の防止に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に入学し、引き続き在籍する総合研究大学院大学物理科学研究科構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻の学生については、第32条第2項第二号イ中「総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース」を「総合研究大学院大学物理科学研究科構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別図（第7条関係）

放射線障害の防止に関する安全管理組織

